

2

青森市総合計画

前期基本計画



都市宣言

「男女共同参画都市」青森宣言

1996(平成8)年10月22日 旧青森市宣言

私は私を大切に思うのと同じ重さで
あなたを大切に思う

性別を超え

世代を超え

時代を超え

人と協調し 人を信頼できる

誇り高い人間でありたい

すべての人の自立と平等をめざして

青森は ここに「男女共同参画都市」を宣言します

非核・平和のまち宣言

1986(昭和61)年9月19日 旧浪岡町宣言

世界の誰もが平和を愛しています。

世界の恒久平和は人類共通の願いです。

しかるに、今なお、世界において、軍備の拡張は依然として続けられ、世界の各地で武力紛争が絶え間なく続いております。また、米・ソ両大国をはじめとする核兵器の開発配備の増強も激化の一途をたどっており、人類の生存に深刻な脅威を与えています。

私たちは、世界ではじめて原爆の洗礼を受けた国民として再び、ヒロシマ・ナガサキの惨禍を繰り返さずにはならない責任を負っています。

また、国連憲章と平和憲法の本質から、世界の人々と手をつなぎ、すべての核保有国に対し、核兵器の完全廃絶を強く訴えるものです。

私たち、浪岡町民は、非核三原則(つくらず・持たず・持ち込ませず)の堅持と、恒久平和の実現を願い、明るく、住みよい、幸せな生活を守る決意を表明し、ここに、浪岡町を「非核・平和のまち」とすることを宣言します。

平和都市宣言

1990(平成2)年7月28日 旧青森市宣言

青森市は、昭和20年7月28日の大空襲によって、多くの生命と財産を失いました。以来、市民一人ひとりの英知と不断の努力によって復興を成し遂げた今日、更なる発展を目指して、豊かで、住みよい、活力ある、魅力あふれる「うれしい街」へと大きく飛躍しようとしています。

私たちは、先人から受け継いだ「青い空 青い海 青い森」にいだかれた、この郷土を次代に引き継ぎなければなりません。

私たちは、かけがえのない郷土を、再びあの忌まわしい戦火にさらさせないために、日本国憲法の理念であり、人類共通の念願である世界の恒久平和を願ってやみません。

そして、将来ともに非核三原則が遵守され、あらゆる国の核兵器の廃絶と軍備縮小を切望し、ここに平和都市となることを宣言します。



前期基本計画概要

①

新 本計画に新しく加えた施策 **改** 前計画から内容を大きく見直した施策

第1章 しごと 創り

若者をはじめとした多くの市民が このまちで暮らしていける環境づくりに挑戦



産業の振興・雇用対策の推進

新 **地域ベンチャー支援の推進**
新たな領域での事業展開など、新ビジネスへの挑戦を促進するとともに、若者等の起業マインドの醸成を図ります。

地域資源を活かした産業の育成
成長が見込まれる産業の育成を推進するとともに、国内外での販路拡大を促進します。また、地元企業の経営基盤の強化を促進します。

個性と魅力ある商店街の形成

商店街の機能充実を促進するとともに、商店街の魅力向上を図ります。

雇用対策の推進

雇用環境づくりを進めるとともに、企業立地の促進を図ります。



農林水産業の振興

あおりり製品の販売力の強化

新たなキャッチフレーズ・ロゴマークの活用や、効果的なトップセールスなどにより、販路拡大・販売力の強化に努めるとともに、食育及び地産地消の推進を図ります。

農林水産業の経営体質の強化

担い手の育成・確保を進めるとともに、農林水産業の経営体質の強化を図ります。また、資源循環型農業を促進します。

農林水産業の生産・流通基盤の維持・強化

優良農地の確保を図るとともに、農地・森林・漁港等の適正な管理・有効活用を努めます。また、市場取引の活性化を促進します。

観光の振興・誘客の推進

改 広域観光の推進

広域観光を推進する体制の強化を図るとともに、観光キャッチフレーズ「NIPPON ここだけ 青森市」を活用しながら戦略的な観光プロモーションと情報発信に努めます。また、航空路線やクルーズ客船を活用した誘客の促進やMICE誘致の促進を図ります。

観光資源の充実

四季を通じた魅力づくりを進め、世界から選ばれる観光地としてのブランド力の向上や観光施設等の充実を図ります。

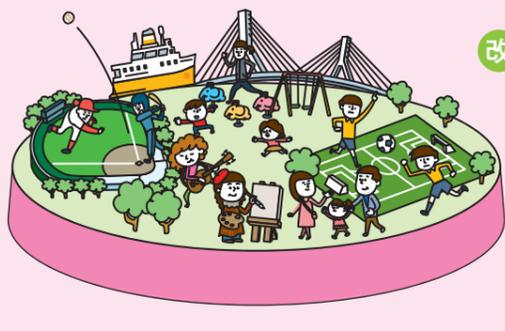
受入態勢の強化

観光客のニーズに応じた受入態勢と受入環境の充実を図るとともに、交通網の充実と利用促進を図ります。



第2章 ひと 創り

将来を担う世代を育むとともに、市民が生涯を通じて 学び、地域や社会で活かせる環境づくりに挑戦



子ども・子育て支援の充実

改 切れ目のない子育て支援

安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりを進めるとともに、包括的な妊娠・出産支援、乳幼児の健康支援及び子育て支援の充実を図ります。また、健康的な食習慣づくりなどを進めます。

子ども支援の充実

子どもの権利が保障される環境づくりや主体的に活動できる環境づくりを進めるとともに、安全・安心な子どもの居場所づくりを進めます。



教育の充実

教育環境の整備

適正な学校規模の確保や、学校施設などの老朽化への対応、トイレの洋式化など多様化・複雑化する教育ニーズに応じた安全・快適で質の高い教育環境づくりを進めます。

教育活動の充実

「生きる力」の育成を図るため、学校・家庭・地域一体で子どもを育む環境づくりを推進するとともに、質の高い教育の確保を図ります。

教育支援の充実

いじめなどの問題行動や不登校などに対する教育支援の充実や特別な教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図るとともに、平等な教育機会の提供に努めます。

社会教育の推進

生涯を通じた学習活動と学習成果を活かす環境の充実を図るとともに、多様な主体との連携を進めます。また、青少年の健全育成を支援します。

スポーツの推進

スポーツ人口の拡大

子どもから高齢者、障がいのあるかたなど、誰もがスポーツに親しめる環境づくりを進めます。

新 スポーツによる地域活性化

アリーナの整備を進めるとともに、官民一体となった取組などによって、スポーツを通じた交流人口の拡大を図ります。

競技力の向上

優秀な指導者の育成・確保を図るとともに、競技人口の裾野拡大とジュニア層の強化を図るなど、選手の育成を進めます。

文化芸術の推進

文化芸術活動の推進

市民が創作・創造の場に参加できる機会を確保するなど、文化芸術に身近に触れ合う環境づくりを進めます。

文化芸術資源の継承

文化芸術に対する子どもたちの関心を喚起するとともに、文化芸術及び民俗・伝統芸能の継承を図ります。

文化財の保存・活用

高屋敷館遺跡や浪岡城跡など、文化財を適切に保存・管理し、魅力的な展示に努めるとともに、小牧野遺跡などを観光資源として活用を図ります。

第3章 まち 創り

誰もが住み慣れた社会で安全で快適に暮らすことができる環境づくりに挑戦



地域内連携・広域連携の推進

地域の個性を活かしたまちづくり

地域活動の担い手育成を促進するとともに、地域特性やニーズに応じて、地域コミュニティ活動を支援します。また、多様な主体の連携・協働を進めます。

国際・国内交流の推進

青函交流をはじめとした国内外の都市や地域との国際・国内交流を推進するとともに、移住相談体制の充実を図るなど、移住・定住の促進を図ります。

新 広域連携の推進

生活圏や経済圏が密接に結びつく地域や、共通の資源を持つ近隣地域との地域活力の維持向上に向けた連携を推進します。



安全・安心な市民生活の確保

交通安全対策の推進

交通安全意識の普及啓発や交通安全活動を推進するとともに、交通安全施設等の充実を図ります。

地域防犯対策の推進

地域防犯意識の高揚や地域防犯体制の充実を図ります。

安全・安心な消費生活の確保

消費者教育・啓発活動を推進するとともに、消費者団体や関係機関などとの連携を強化し、消費者の安全・安心の確保を図ります。



ユニバーサル社会の形成

改 男女共同参画の推進

男女共同参画を総合的・計画的に推進するとともに、男女共同参画意識の醸成や男女共同参画に向けた支援に努めます。

互いを尊重し 支え合う社会の形成

ノーマライゼーション・人権擁護を推進します。

平和意識の醸成

先の大戦の戦没者を悼む機会や平和に関する学習などを通じて、平和意識の普及啓発に取り組みます。





前期基本計画概要

②

新 本計画に新しく加えた施策 **改** 前計画から内容を大きく見直した施策

第4章 やさしい街 心身ともに健康で、互いに支え合いながら、安心して生きがいを持って暮らすことができるまちの実現



保健・医療の充実

新 健康寿命の延伸

市民のヘルスリテラシーの向上を図り、食生活改善やたばこ対策等による糖尿病をはじめとした生活習慣病の予防や各種健康診査・がん検診等の受診率向上に取り組めます。また、こころの健康づくり、難病患者の支援を行います。

感染症対策の充実

感染症の予防対策を進めるとともに、検査・検診の実施や適時適切な情報提供を図るなど、まん延防止対策を進めます。

地域医療の充実

市民病院については、自立した経営に向けた経営改善に取り組み、浪岡病院については、在宅療養支援を行うとともに、建て替えを行うなど、持続可能な医療体制の構築を進めるとともに、適時適切な受診行動ができる環境づくりを進めます。

高齢者福祉の充実

地域包括ケア・生きがいづくりの推進

地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、高齢者の尊厳の保持や生きがいづくりの促進を図ります。

適正な介護サービスの提供

介護サービスの充実・適正化を図り、介護サービスを安心して利用できる環境づくりを進めます。

障がい者福祉の充実

障がいのあるかたの地域生活支援の充実

障がいのあるかたの権利擁護を進めるとともに、相談支援及び生活支援の充実を図ります。

改 障がいのあるかたの自立した生活の確保

障がいのあるかたの就労を促進するとともに、手話言語の普及と広く障がいのあるかたの意思疎通の促進を図るなどにより、社会参加の促進を図ります。



暮らしを支える福祉の充実

地域福祉の充実

地域福祉の担い手の育成・確保を進めるとともに、地域で共に支え合い、助け合う体制の充実を図ります。

生活困窮者の自立支援

生活困窮者の自立支援を行うとともに、生活保護の適正実施に努めます。

第5章 つよい街 災害や雪に強く、機能的で快適なまちの実現



防災体制・雪対策の充実

市民防災の促進

災害時において、市民の生命と財産を守るため、官民が一体となった自助・共助・公助による地域防災体制の強化を図るとともに、消防力の強化を図ります。

災害防止対策の推進

治水安全度を高めるための河川改修や、急傾斜地崩壊防止対策など、災害に強い都市基盤整備を進めます。また、道路等のインフラや公共施設の耐震化を図ります。

克雪体制の整備

効果的・効率的かつ丁寧な除排雪を進めるとともに、多くの市民のボランティア活動を推進するなど、市民が共に支え合い助け合う持続可能な雪対策を推進します。

空家等対策の推進

空家等の所有者による適正な管理を啓発するとともに、空家バンクなどを活用しながら、利活用を推進します。また、危険な空家等の解消を図ります。

土地利用・都市景観の形成

新 効率的で計画的な土地利用の推進

都市計画マスタープランを新たに策定するなど、適正な土地利用を推進するとともに、コンパクトな複数の拠点づくりを促進します。

自然環境と調和した都市景観の形成

市民・事業者・行政が一体となって、豊かな自然環境と調和した良好な都市景観の形成を図ります。

安全で快適な住まいの確保

地域特性に応じた良好な居住環境の形成を進めるとともに、多様な居住ニーズに対応できる環境づくりを進めます。

交通インフラの充実

広域交通の充実

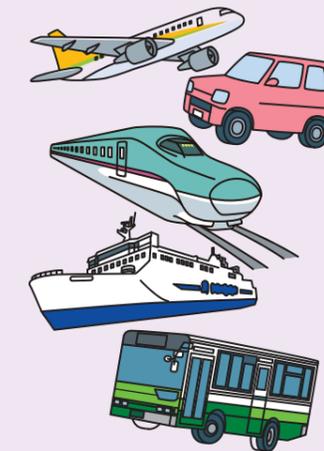
道路の建設促進、鉄道の利便性向上、空港の利用促進、港湾施設の老朽化対策や整備など、それぞれの機能充実と連携強化を図ります。

改 域内交通の充実

公共交通ネットワークの形成を図るとともに、利用者ニーズ等に対応したバス路線の見直しを行うなど、利便性の高い公共交通環境の整備を進めます。また、交通拠点間の連携強化を図ります。

快適な道路交通環境の確保

道路施設の計画的な整備・管理などにより、安全で快適に移動することのできる道路交通環境の確保を図ります。



第6章 かがやく街 豊かな自然を守り続けるまちの実現



豊かな自然環境の保全

新 陸奥湾資源の保全

陸奥湾沿岸市町村や関係団体と一体となった環境保全の取組を推進するなど、環境保全意識の向上を図ります。

豊かな森林の保護

自然保護意識の醸成を図るとともに、森林の環境美化活動など、自然環境を守り育てる活動の充実を図ります。

再生可能エネルギーの導入・省エネ活動の促進

再生可能エネルギー等の普及促進や、エネルギー消費の無駄をなくす省エネルギー行動を推進します。



快適な生活環境の確保

改 適正な污水排除・処理の確保

污水処理に係る水洗化を促進するとともに、公営企業会計の適用を踏まえ、経営基盤の強化等に取り組みながら、下水道施設等の機能確保を図ります。

公害対策の推進

事業者や市民に対する意識啓発を進めるとともに、公害監視体制の充実を図ります。

衛生的な生活環境の確保

食品衛生・生活衛生対策を推進するとともに、市営霊園の適切な運営に努めます。また、動物愛護管理対策を推進します。

廃棄物対策の推進

ごみの減量化・リサイクルの強化

多様な主体が連携した3R活動を推進するとともに、市民及び事業者のごみ減量化・資源化対策を促進します。

適正な廃棄物処理の確保

一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理の確保を図るとともに、その他の廃棄物などの適正保管・処理の確保を図ります。

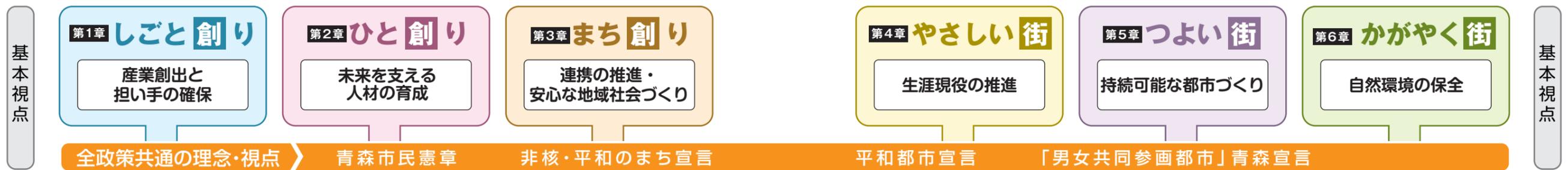




青森市総合計画 体系図

新 本計画に新しく加えた施策 **改** 前計画から内容を大きく見直した施策

基本政策 (6本柱)



推進体制 (1) 行財政改革の推進 (2) 人材育成の推進 (3) 持続可能な財政運営 (4) 市民ニーズの把握と分かりやすい情報提供

将来都市像 「市民一人ひとりが 挑戦する街」

前期基本計画のあらまし

計画の役割

前期基本計画は、基本構想に掲げた将来都市像『市民一人ひとりが挑戦する街』の実現に向けた具体的な取組を示しています。

計画の構成

「前期基本計画概要」、「青森市総合計画体系図」、全6章からなるまちづくりの分野ごとの基本的な取組及び「推進体制」で構成しています。

計画の期間

2019(令和元)年度から2023(令和5)年度までの5年間としています。

計画の推進

本計画には、施策の進捗度を測定するため「目標とする指標」を設定しています。

指標は、本計画に掲げた施策全てに設定するとともに、それぞれ直近の実績値を基準値とし、これまでの実績値の推移のほか、国・県の動向、今後の施策展開などを総合的に勘案して、計画最終年度の2023(令和5)年度における目標値を定めています。

計画の推進に当たっては、指標の達成度など、施策の評価・検証を通じて、着実に推進するとともに、本市のまちづくりを取り巻く環境変化に応じて適宜見直しを行うなど、柔軟かつ的確に対応していきます。



前期基本計画のページの見方

第1節

第1章 しいごと創り

第1節 産業の振興・雇用対策の推進



産業の振興・雇用対策の推進

現状と課題

- **《産業の状況》**
本市の産業は、多様な交通拠点を有する本市の特長を背景に、卸売・小売業やサービス業などの第3次産業を中心に発展してきましたが、一方では、雇用創出効果と地域経済への波及効果が高い製造業をはじめとする第2次産業の集積が他都市に比べ進んでいない状況にあります。
- 人口減少・少子高齢化の進展に伴い、消費需要の低下や地域間競争の激化などが進行することに加え、経済のグローバル化や、AI・IoTなどの技術革新により、産業構造や雇用環境などが大きく変化することが予想されます。
- 本市産業の自立的な発展に向け、地域資源を最大限に活かしながら、農商工連携や、産学官金官連携を通じて、今後、成長が見込まれる産業や意欲のある新たな起業家を育成することが重要となります。
- 域外からの所得獲得を進めるとともに域内で循環させる、地域経済の好循環を創出すること

《中小企業の状況》

● 地元企業数の大部分を占める中小企業においては、経営基盤が弱いことから経済情勢の変化による影響を受けやすく、また、経営者の高齢化が進んでいます。

《商店街の状況》

● 商店街については、郊外の大型店やインターネット販売などによる購買機会の多様化、経営者の高齢化や後継者不足などにより、商店が減少傾向にあります。

《雇用の状況》

● 人口減少や若者等の域外流出に伴う生産年齢人口の減少により、労働力の不足が懸念されており、労働参加率や生産性の向上を図ることが重要となります。

《企業立地の状況》

● ICTの進展などを背景に、首都圏等の企業によるサテライトオフィスの立地が進むなど、企業の進出形態が多様化しています。

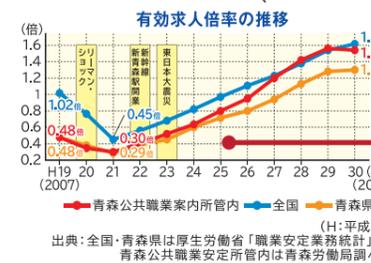
037

現状と課題

政策を取り巻く社会情勢や本市の概況及び項目ごとの課題を整理し記載しています。

基本方向

「現状と課題」を踏まえ、計画期間内(2019(令和元)年度~2023(令和5)年度)に取り組むべき基本的な方向性を記載しています。

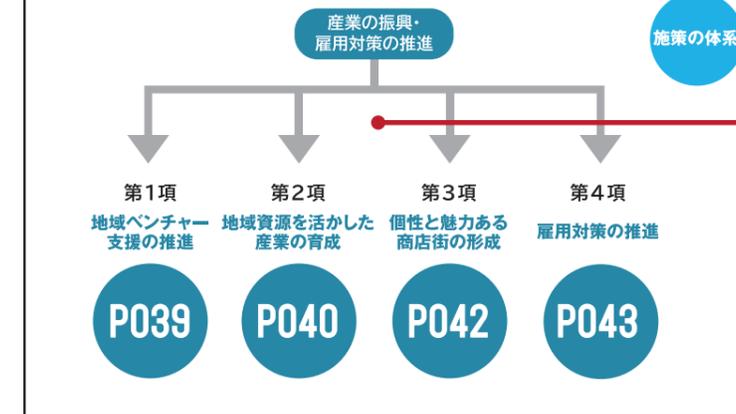


グラフ

文章に関連したグラフを記載しています。

第1章 しごと創り

第1節 産業の振興・雇用対策の推進



施策の体系

政策を構成する施策を体系図として掲載しています。また、丸の中の数字は、各施策のページを示しています。

用語解説

この用語解説は、本文に用いた用語のうち、専門用語や意味の分かりにくいものについて、一般的な用語の意味だけでなく、前後の文脈の中で、その用語が担っている趣旨を解説することを目的としています。なお、203~214ページにも五十音順に記載しています。

第1項

地域ベンチャー支援の推進

産学金官の連携※1により、若者等の起業・創業や地元企業の新たな領域での事業展開、第二創業※2などへの支援の充実を図り、新ビジネスへの挑戦を促進します。

第1章 しごと創り

第1節 産業の振興・雇用対策の推進

主な取組

- 新ビジネスへの挑戦を促進
 - 青森商工会議所等との連携のもと、「AOMORI STARTUP CENTER」に設置している「あおもり地域ビジネス交流センター」を拠点に、創業に関する情報提供や相談対応などの支援を通じ、起業・創業を促進します。
 - 地元企業による既存事業と異なる分野・業態への進出に対する支援の充実などを通じ、第二創業や新たなビジネス領域での事業展開を促進します。
 - 起業後においても、関係機関等と連携した継続的な支援を通じ、経営の安定化・事業の成長を促進します。
- 起業マインドの醸成
 - 大学等と連携したアントレプレナーシップ※3(起業家精神)の涵養などを通じ、大学生等の未来の起業家を目指す機運の醸成を図るとともに、小中学生に対し、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度の育成を図ります。
 - 関係機関等と連携し、起業経験者によるセミナーなど創業に対する理解と関心を深める取組を通じ、起業家となり得る人材の育成を図ります。

主な取組

施策に係る主な取組を記載しています。

目標とする指標

| 創業件数 | 新ビジネスチャレンジャー認定件数 |
|---------------------------------------|---|
| AOMORI STARTUP CENTERの支援による市内での年間創業件数 | 起業・創業や新たな事業展開へ挑戦する事業者として市が認定した件数(2017(平成29)年度からの累計) |
| 基準値: 20件(2018(平成30)年度見込み) | 基準値: 11件(2018(平成30)年度) |
| 目標値: 30件 | 目標値: 41件 |

※1【産学金官連携】民間企業、大学などの教育機関や研究機関、金融機関、自治体などが連携し、新技術や新事業の創出などに取り組むこと。
 ※2【第二創業】既に事業を営んでいる事業所の後継者などが業態転換や新規事業に進出すること。
 ※3【アントレプレナーシップ】事業創出や新商品開発などに高い創造意欲を持ち、リスクに対して積極的に挑戦していく姿勢や発想、能力などを指す起業家精神のこと。

目標とする指標

施策の進捗度を測るために、全ての施策に目標とする指標を設定しています。直近の実績値を基準値とし、これまでの実績値や今後の施策展開などを総合的に勘案して、計画の最終年度の2023(令和5)年度における目標値を記載しています。